

高知県バス運行対策費補助金交付要綱

この要綱の規定に基づき交付する高知県バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30年政令第255号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年 3月30日付け国自旅第240号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）及び高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1章 総則

（目的）

第1条 マイカーの普及、過疎現象等による輸送人員の減少のため、地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状を考慮し、地域住民の日常生活に必要なバス路線の運行の維持確保及び活性化を図るための助成措置を講ずるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、国庫補助金交付要綱に定めるほか、次に定めるところによる。

- （1） 地域協議会 地域における生活交通路線の確保のため県が主体となり、地方運輸局、関係市町村、関係事業者等の構成員によって設置される協議会をいう。
- （2） 生活交通路線 次号及び第4号に掲げる路線をいう。
- （3） 国庫補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、国土交通大臣が認定したものをいう。
- （4） 県補助路線 地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持及び確保が必要であると認められ、知事が認定したものであって、第19条に規定する補助対象路線の基準を満たすものをいう。
- （5） 地域間幹線系統確保維持計画 地域協議会が策定する生活交通路線の運行計画をいう。
- （6） 全国民営平均キロ当たり標準経常費用 乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度）を含む過去3年間（基準年度を最終年度とする連続した過去3年間）にお

ける乗合バス事業の標準原価に基づき算出される全国の民営乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。

第3条 削除

(地域間幹線系統確保維持計画の実施)

第4条 知事は、地域間幹線系統確保維持計画が計画どおり実施されていないため国庫補助路線の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、関係する乗合バス事業者に対し、地域間幹線系統確保維持計画の実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 知事は、乗合バス事業者が前項の規定に基づく求めに係る措置を講じていないため補助金の交付の目的の達成が困難となると認めるときは、補助金の全部又は一部の不交付の措置をとることができる。

(県補助路線の認定)

第5条 知事は、地域間幹線系統確保維持計画に基づき、県補助路線を認定するとともに、別記第1号様式により市町村及び補助事業者に通知するものとする。

第2章 生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線）

(補助対象期間)

第6条 この章における補助対象期間は、国庫補助金交付要綱第5条で定める期間とする。

(補助対象路線)

第7条 この章における補助対象路線は、地域間幹線系統確保維持計画に掲げられた国庫補助路線であって、補助対象期間に当該国庫補助路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該国庫補助路線の補助対象経常費用に達していないものとする。

(補助事業者)

第8条 この章における補助事業者は、国庫補助路線を運行する乗合バス事業者とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象経費の額)

第9条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収

益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用 × 実車走行キロ

ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域
キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用 × 実車走行キロ

- 2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ
当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ
当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とす
る。

補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「補助対象系統ごとの経常収益」 × 「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上
げ率」 ÷ （1 + 「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）

ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用
の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キ
ロを乗じた額を上回る場合は、経常収益から当該額を減じた額とする。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が 50 パーセント以上の
国庫補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が 1 日当たり 150 人を超えるも
のに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left(\frac{\text{当該国庫補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該国庫補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該国庫補助路線の総キロ程}} \right)$$

- 4 補助対象経費の額は、平均乗車密度が 5 人未満の国庫補助路線については、
当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値（1 人未満の端数を生じたときは、
これを切り捨てるものとする。）を運行回数とみなした場合の当該運行回数
分に相当する額とする。

（補助対象経費の限度額）

第 10 条 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の 20 分の 9 に相当する額を上限と
する。ただし、複数年単位で当該国庫補助路線を運行する乗合バス事業者を決定
している場合における 2 年目以降の補助対象経費の額については、前年度の補助
対象経費の額（前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から
9 月 30 日までの期間が 1 年に満たない場合にあっては、当該年度の始期から 9 月
30 日までの補助対象経費の額の 1 年間相当分の額）を限度とするものとする。

(補助対象経費の加算)

第11条 前2条の規定にかかわらず、経常収益が補助対象経常費用の20分の11に満たない国庫補助路線については、当該補助対象経常費用の20分の11と経常収益の差額を補助対象経費に加算するものとする。

(補助金の交付の申請)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第2号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第4章に係る経常費用を除く。)

(2) 補助対象期間に係る別記第2号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)

2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。

(補助金の交付額)

第13条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助金の交付の決定、額の確定等)

第14条 知事は、第12条第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第3号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

2 知事は、第12条第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

3 知事は、第14条の4の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額（次条の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の変更の申請）

第14条の2 交付の決定を受けた補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に別記第11号様式による変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（1） 補助金の交付の決定額の20パーセントを超える増額及び減額

（2） 前号に掲げるもののほか、重要な変更

- 2 知事は、前項の規定により提出された変更申請書を審査の上、適当であると認めるときは、別記第12号様式による交付決定変更通知書をもって、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第14条の3 交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、事前に別記第13号様式による中止又は廃止承認書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第14条の4 第14条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第14号様式による完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

（1） 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）

（2） 補助対象期間に係る別記第14号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。）

（補助金の概算払の請求）

第14条の5 交付の決定を受けた補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について概算払を受けようとするときは、別記第17号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第14条の6 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状

況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助の条件)

第15条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、国庫補助路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 国庫補助路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除等に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(補助金の経理等)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第17条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 別表に掲げるいずれかに該当するとき。

第2章の2 削除

第17条の2から第17条の7まで 削除

第2章の3 生活交通路線維持費補助金（国庫補助路線補助上限超過分）

(補助対象経費の額)

第17条の8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された

額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用にかわり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。

(第9条(第1項のただし書を除く)、第10条及び第11条の定めにより算出した額－第9条第1項のただし書、第2項、第3項、第4項、第10条及び第11条の定めにより算出した額)

(補助金の交付の申請)

第17条の9 補助金の交付を受けようとする者は、別記第22号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第4章に係る経常費用を除く。)を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。

(補助金の交付額)

第17条の10 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助金の交付の決定、額の確定等)

第17条の11 知事は、第17条の9第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第3号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

2 知事は、第17条の9第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件

に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者へ通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第17条の13において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

（実績報告）

第17条の12 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第23号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

（準用）

第17条の13 第6条から第8条まで、第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第17条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第3章 生活交通路線維持費補助金（県補助路線）

（補助対象期間）

第18条 この章における補助対象期間は、第6条に規定する補助対象期間とする。

（補助対象路線）

第19条 この章における補助対象路線は、次の各号に掲げる全ての基準を満たすもの（国庫補助金交付要綱別表1に定める全ての基準を満たすものを除く。）であって、第5条の規定により県補助路線として定められたものとする。

- （1） 複数市町村にまたがる路線であること。ただし、この要件の成否は、補助対象期間の開始日における市町村の状態に応じて決定するものとする。
- （2） 国庫補助金交付要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町又はこれらに準ずるものとして地域協議会が認める中心市町（以下「広域行政圏の中心市町」という。）への需要に対応したもの
- （3） 広域行政圏等の中心市町と役場等周辺市町村の拠点地域とを結ぶ路線であること。ただし、当該拠点地域は、平成13年3月31日の市町村の状態に応じて決定するものとする。
- （4） 平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
- （5） 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のもの（補助

対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに地域協議会の承認を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）

- (6) 補助対象期間に当該県補助路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該県補助路線の補助対象経常費用に達していないもので、市町村が運行費を補助する路線であること。

(補助事業者)

第20条 この章における補助事業者は、乗合バス事業者であって、知事が地域協議会の協議結果に基づいて定める一定の要件の下で、最も効率的に県補助路線を運行するものとして選定される事業者とする。ただし、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助対象経費の額)

第21条 この章における補助対象経費の額は、補助対象期間の補助対象経常費用と経常収益との差額とし、補助対象経常費用は、次の式によって算出する。

当該補助事業者のキロ当たり経常費用× 実車走行キロ

ただし、キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次の式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用× 実車走行キロ

- 2 前項の規定にかかわらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表6に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の経常収益は、次により算出される額を減じた額とする。

補助対象期間に運賃改定が行われた場合

「補助対象系統ごとの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷（1＋「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）

ただし、上記により算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分に補助対象系統ごとの実車走行キロを乗じた額を上回る場合は、経常収益から当該額を減じた額とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、他の運行系統との競合区間の合計が50パーセント以上の県補助路線であって、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により算出された額とする。

$$\left(\frac{\text{当該県補助路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該県補助路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該県補助路線の総キロ程}} \right)$$

(補助金の交付の申請)

第22条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第4号様式による補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第4章に係る経常費用を除く。)

(2) 補助対象期間に係る別記第4号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線と補助対象外路線を別葉とすること。)

2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。

(補助金の交付額)

第23条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。

(補助金の交付の決定、額の確定等)

第24条 知事は、第22条第1項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第5号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

2 知事は、第22条第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。

3 知事は、次条により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者には通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額(第26条において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(実績報告)

第24条の2 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第15号様式による完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(第4章に係る経常費用を除く。)
- (2) 補助対象期間に係る別記第15号様式の2による運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線と補助対象外路線とを別葉とすること。)

(補助の条件)

第25条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付を受けた補助金については、県補助路線の維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (2) 県補助路線の取消し等があった場合において知事が指示したときは、その指示するところにより補助金の全部又は一部を返納すること。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行うこと。

(準用)

第26条 第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第17条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第3章の2 削除

第26条の2から第26条の7まで 削除

第 3 章の 3 生活交通路線維持費補助金（県補助路線補助上限超過分）

（補助対象経費の額）

第26条の 8 この章における補助金は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表第 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合に給付するものとし、その補助対象経費の額は、次により算出された額とする。

ただし、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を超える場合は、当該補助事業者のキロ当たり経常費用にかわり、全国民営平均キロ当たり標準経常費用を用いて算出するものとする。

（第21条（第 1 項のただし書を除く）の定めにより算出した額－第21条第 1 項のただし書、第 2 項及び第 3 項の定めにより算出した額）

（補助金の交付の申請）

第26条の 9 補助金の交付を受けようとする者は、別記第24号様式による補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第 4 章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月 1 日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第 8 号様式による補助金交付申請書に係る書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日から 9 月30日までに知事に提出することができる。

（補助金の交付額）

第26条の10 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とする。

（補助金の交付の決定、額の確定等）

第26条の11 知事は、第26条の 9 第 1 項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第 5 号様式による補助金の交付の決定及び額の確定通知書をもって、当該補助事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、第26条の9第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者には通知するとともに、補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第26条の13において準用する第26条第1項中の第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

（実績報告）

第26条の12 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第25号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（第4章に係る経常費用を除く。）を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。

（準用）

第26条の13 第18条から第20条まで及び第26条第1項の規定は、この章の補助金について準用する。

第4章 車両減価償却費等補助金

（補助事業者）

第27条 この章における補助事業者は、第8条に規定する者とする。

（補助金の交付額）

第28条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の2分の1に相当する額とする。

（補助対象車両）

第29条 補助対象車両は、主として国庫補助路線の運行の用に供する車両とし、車両の種別は、地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下であり、かつ、定員11人以上の車両であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）
- (2) ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付きであって、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けた車両。ただし、当該認定を受けていない車両を購入しようとする場合にあっては、事前に知事にその理由を記載した書類を提出しなければならない。）
- (3) 小型車両（前2号に掲げる類型に属さない車両であって、長さ7メートル以下かつ定員29人以下のもの）

（補助対象購入車両減価償却に係る車両費の限度額）

第30条 補助対象購入車両減価償却に係る車両費の額（車体本体及び国庫補助路線の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき第1号に定める額と第2号に定める額とを比して、いずれか低い方の額を限度とし、補助金の交付額は、償却期間5年、償却率は定率法50パーセント、定額法20パーセントとして次の式により計算された額及び当該購入に係る金融費用（年2.5パーセントを上限とする。）の合計額とする。ただし、償却期間5年を適用しない事業者については、事業者が設定した償却率をもって算出した額と比して低い方の額とする。この場合において、特別償却を行う場合にあっては、当該償却率を乗じた額を上乗せできるものとし、リース車両の減価償却費及び金融費用の算出方法についても、同様の取扱いとする。

$$\frac{\text{補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額} \times \text{当該車両の減価償却率} \times \text{補助対象期間中に使用していた月数}}{12 \text{ (月)}}$$

12（月）

- (1) ワンステップ車両については、1,300万円。ただし、小型車両については1,200万円、ノンステップ型車両については1,500万円（それぞれ消費税を除く。）とする。
- (2) 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額

（補助金の交付の申請）

第31条 補助事業者は、別記第6号様式による車両減価償却費等補助金交付申請書に補助対象期間に係る事業報告書（この章に係る経常費用を除く。）及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の10月1日から11月30日までの間に知事に提出しなければならない。ただし、この条の添付書類について、本要綱に定める他の補助金の交付

の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、概算払により補助金の交付を受けようとする者は、別記第8号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から9月30日までに知事に提出することができる。

第32条 削除

(補助金の交付の決定、額の確定等)

第33条 知事は、第31条第1項の規定により提出された車両減価償却費等補助金申請書を審査の上、これを適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、別記第7号様式による補助金の交付決定及び額の確定通知書をもって、当該申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、第31条第2項の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第9号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、次条により完了実績報告書を受領した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により当該補助事業者には通知するとともに、補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第2項の規定により通知した補助金の交付の決定額(第34条において準用する第14条の2の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額)と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(実績報告)

第33条の2 第31条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第16号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書(この章に係る経常費用を除く。)及び補助対象購入車両減価償却費並びに当該購入に係る金融費用の根拠となる書類を添えて、知事がやむを得ない事情があると認める場合を除き、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに知事に提出しなければならない。ただし、この条の添付書類について、本要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(準用)

第34条 第14条の2、第14条の3及び第14条の5から第17条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第 4 章の 2 車両減価償却費等補助金（国庫補助路線維持特別対策分）

（補助対象期間）

第 34 条の 2 この章における補助対象期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間をいう。

（補助対象車両）

第 34 条の 3 この章における補助対象車両は、第 29 条第 2 号に規定するノンステップ型車両に限るものとし、かつ、補助対象期間において購入した車両とする。

（補助金対象経費の額）

第 34 条の 4 この章における補助対象経費の額は、補助対象車両 1 両につき、第 30 条第 1 号に定める車両費の額を上回る場合、次の式により算出される額とする。

車両費の額（車体本体及び国庫補助路線の運行に必要な附属品の価格の合計）－第 30 条第 1 号に定める額

（補助金の交付の申請）

第 34 条の 5 補助金の交付を受けようとする者は、別記第 18 号様式による交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付額）

第 34 条の 6 補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額とする。

（補助金の交付の決定、額の確定等）

第 34 条の 7 知事は、第 34 条の 5 の規定により提出された補助金交付申請書を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第 19 号様式による補助金の交付の決定通知書をもって、当該事業者はその旨を通知するものとする。

2 知事は、次条の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 20 号様式により当該補助事業者には通知するとともに、補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、同項の規定により通知した補助金の交付の決定額（第 34 条の 9 において準用する第 14 条の 2 の規定による変更の承認をした場合は、その承認した額）と同額である場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(実績報告)

第34条の8 前条第2項の規定により交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第21号様式による完了実績報告書に補助対象期間に係る事業報告書及びその他根拠となる書類を添えて、令和8年3月13日までに知事に提出しなければならない。ただし、事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類は、この要綱に定める他の補助金の交付の申請において既に添付している場合は、省略することができる。

(準用)

第34条の9 第14条の2、第14条の3、第14条の6から第17条までの規定は、この章の補助金について準用する。

第5章 削除

第35条から第45条まで 削除

第6章 雑則

(グリーン購入)

第46条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第47条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附 則)

- 1 この交付要綱は、平成15年10月2日から施行し、平成15年度から適用する。
- 2 第12条及び第31条の規定にかかわらず、これらの規定中「11月30日」とあるのは、平成25年度においては、「3月31日」とする。

(附 則)

この交付要綱は、平成16年11月8日から施行し、平成16年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成17年 7 月13日から施行し、平成17年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成19年 2 月22日から施行し、平成18年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成20年 3 月19日から施行し、平成19年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成21年 3 月19日から施行し、平成20年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成22年10月15日から施行し、平成22年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成23年 9 月27日から施行し、平成23年度から適用する。

(附 則)

この交付要綱は、平成24年 4 月27日から施行し、平成24年度から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成25年 5 月 1 日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成26年 1 月31日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成27年 4 月14日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。
- 2 第 5 章については、平成30年 5 月31日限り、その効力を失う。ただし、同章に基づき交付された補助金については、第41条第 1 項第 1 号及び第 2 号、第42条第 3 項、第45条並びに第47条の規定は、同日以降もその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成30年 4 月27日から施行し、平成30年度の補助事業から適用す

る。

(附 則)

この要綱は、平成31年 3 月 20日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 17日から施行し、令和 2 年度の補助事業から適用する。
- 2 第 9 条ただし書きの規定は、令和 2 年度の補助事業には適用しない。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 2 日から施行し、令和 2 年度の補助事業から適用する。
- 2 第 9 条ただし書きの規定は、次の式によって算出する。

地域キロ当たり標準経常費用×実車走行キロ

- 3 令和 2 年度の補助事業については、第 10 条の規定にかかわらず、当該補助事業者のキロ当たり経常費用が、国庫補助金交付要綱別表 6 の四国ブロックの地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、以下の (1) から (3) のいずれかにより算出される額を補助対象経費に加算するものとする。

(1) 経常収益を、当該補助事業者のキロ当たり経常費用に実車走行キロを乗じて得た額で除した値が 20 分の 11 以上となる国庫補助路線は、次の式によって算出する。

(当該補助事業者のキロ当たり経常費用－地域キロ当たり経常費用) ×実車走行キロ

(2) (1) に該当せず、かつ、経常収益を、地域キロ当たり経常費用に実車走行キロを乗じて得た額で除した値が 20 分の 11 以上となる国庫補助路線は、次の式によって算出する。

(当該補助事業者のキロ当たり経常費用－地域キロ当たり経常費用) ×実車走行キロ
－ (当該補助事業者のキロ当たり経常費用×実車走行キロ×11/20－経常収益)

(3) (1) 及び (2) いずれにも該当しない国庫補助路線は、次の式によって算出する。

(当該補助事業者のキロ当たり経常費用－地域キロ当たり経常費用) ×実車走行キロ
×9/20

- 4 令和2年度の補助事業においては、第12条第1項及び第14条の4本文中「11月30日」を「3月12日」に読み替えるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和3年9月9日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。
- 2 第2章の2及び第3章の2の規定は、令和3年度の補助事業に適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年10月31日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。
- 2 第2章の2、第3章の2及び第4章の2の規定は、令和4年度の補助事業に適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年7月11日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。
- 2 第4章の2の規定は、令和5年度の補助事業に適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。
- 2 第2章の3及び第4章の2の規定は、令和6年度の補助事業に適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。
- 2 第2章の3、第3章の3及び第4章の2の規定は、令和7年度の補助事業に適用する。

別表（第8条、第15条、第17条、第20条、第25条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 11 県税の滞納があるとき。